

椎葉村情報誌作成業務 企画提案コンペティション実施要領

1 目的

溢れる自然と「かて〜り」という絆が残る椎葉村の伝統、民俗文化、産業、自然、人など椎葉村の魅力、資源を網羅した情報誌を作成します。特に、村民が地域の魅力を再認識し誇りを持てる事と、都市部住民へ「ふるさと回帰」をアピールする内容を重点とします。

以上の内容を踏まえ、「椎葉村情報誌作成」業務（編集及び印刷）に係る企画提案書を募集します。

2 業務内容

(1) 委託業務名 椎葉村情報誌作成業務

(2) 委託期間 契約の日から平成28年1月20日（金）

ただし、校正のため原稿案を平成27年12月16日（金）までに提示すること。

(3) 委託内容

ア 情報誌の原稿作成

紙面のレイアウト・デザインをし、原稿データを作成する。

誌面サイズはA4とし、ページ数は32ページとする。

イ 原稿データの提出について

電子データ一式（イラストレーターファイル、PDFファイル、写真）

ウ パンフレット印刷

規格 A4版 32ページ

印刷部数 5,000部

エ その他

① 冊子の編集方針

○読みやすいような文章としてください。

○都市圏に住む人がパンフレットを見て、椎葉村に興味を持つような内容を検討し、写真やイラストを盛り込んでください。

○椎葉村の住民が、椎葉村の資源についての素晴らしさに気づき、改めて誇りと自信を持てる内容としてください。

② 成果品の著作権は椎葉村に帰属するものとします。

③ 個人情報保護の重要性を認識し個人情報を適切に取り扱ってください。

④ 編集やデザインの企画段階において、企画案を椎葉村に提示し意見を求めることとしてください。

⑤ 委託期間において、1ヶ月に1度及び必要に応じて地域振興課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認してください。

3 契約上限額 2, 667, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 企画提案コンペの実施方法

椎葉村は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「椎葉村情報誌作成業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

デザイン・企画・見積金額等を総合的に判断し、すべての案から1案を採用します。提出書類による審査とし、プレゼンテーションの機会は設けません。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりです。

- ①ビジュアル性：パンフレットを手にとったときに中身を見ようと感じるものかどうか
- ②コンセプト：編集にあったっての考え方が魅力的なものかどうか
- ③訴求力：都市圏の人が椎葉村に対する興味を抱き、好感を持つ内容かどうか
村民が地域の魅力を再認識し、誇りを持てる内容かどうか
- ④提案力：「その他企画」について、魅力的な提案があるかどうか
- ⑤経済性：内容は、費用対効果の観点から効率的な内容となっているかどうか
- ⑥業務実施体制：十分な業務受託体制があるかどうか

5 質疑応答について

仕様書に関する質問は次のとおり必ず文書（任意様式）を平成27年6月10日（水）17時までに提出してください。平成27年6月15日（月）までに回答します。

<提出方法>

FAX（0982-67-2825）又は椎葉村ホームページのお問い合わせから受け付けます。

6 企画提案コンペ提案書の提出

（1）企画提案提出期限

平成27年6月24日（水）午後5時必着

（2）企画提案資料提出先

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1
椎葉村役場 地域振興課 企画情報グループ

（3）提出方法

郵送等もしくは持参にて提出してください。

なお、郵送等にて持参する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

（4）提案資料提出部数

3部（正本1部、副本2部）

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書

①企画提案書・・・任意様式

(情報誌の構成案、編集に当たっての考え方、デザインコンセプト等)

②デザイン案 (写真やイラスト、文章等、最大5点で表現)

(2) 全体経費及び費用内訳書 (消費税込み)

製作費と印刷製本費の内訳がわかること

(3) 参考資料

類似業務実施の実績資料 (実績資料がある場合は、表紙と参考ページをコピーしてください。ない場合は不要です。)

8 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 椎葉村業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、椎葉村業務委託契約等に係る参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

9 その他

- (1) 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) 委託事業者決定結果については、提出期限後、7月2日までに各提案者に対して文書にて通知します。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、椎葉村の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 成果物の著作権は椎葉村に属するものとします。
- (6) 問い合わせ先

応募に当たり、不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

椎葉村役場 地域振興課 企画情報グループ

TEL : 0982-67-3203 FAX : 0982-67-2825